

	<p>(緑政土木局関係分)</p> <p>自転車利用課は、令和 2年 2月及び 3月にRBSから点検結果の報告を受けていたものの、予算執行上の都合により翌年度に修繕を行うこととした結果、修繕に向けたRBSとの協議の実施が 5月及び 6月になってしまい、修繕の遅れを招くこととなった。</p> <p>自転車利用課においては、消防設備等の故障は重大な事故につながりかねないことを再認識した上で、各種点検による故障等が判明した場合速やかに報告するようRBSを指導するとともに、報告を受けた際には速やかに対応されたい。</p>	
タイムズグループ・住宅都市局	<p>事業報告書の適正な作成について</p> <p>久屋駐車場における令和元年度の経費の支出状況について事業報告書及びその他証拠書類により調査したところ、不適切な事例が見受けられた。</p> <p>事業報告書の記載内容が誤っている場合、指定管理料が適正に執行されているか、あるいは施設の経営状況が健全であるかなどの管理状況を正確に把握することができない。</p> <p>タイムズグループにおいては、令和元年度事業報告書を修正するとともに、同様の事例が発生しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(住宅都市局関係分)</p> <p>所管課である交通施設管理課においては、各費目の内訳が分かる資料等を指定管理者から受領していないため、数値や内容が適正であるかの確認を行うことができず、こうした不備に気が付かなかった。</p> <p>交通施設管理課においては、指定管理者を指導・監督する立場であることを改めて認識した上で、事業報告書を適正に作成するようタイムズグループに対して指導されるとともに、施設の指定管理に係る経費の支出状況を適正に把握されたい。</p>	P35 指摘 1
上下水道局 (工事)	<p>低圧幹線の設計について</p> <p>電気設備の技術基準の解釈では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。</p> <p>直流電源設備の幹線を更新する工事において、更新後、幹線を保護する過電流遮断器の定格電流が、幹線の許容電流よりも大きくなっていた。</p> <p>今後同様な設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。</p>	P42 指摘 1 (1)
名古屋市住宅供給公社 (工事)	<p>ひさし上からの墜落防止措置について</p> <p>市営住宅の屋根及びひさしの防水改修工事において、高さ 3メートル程度ある玄関ひさし上の塗膜防水を施工していたことから、必要な安全対策を講じているか工事写真を確認したところ、ひさし上部の端部に墜落防止用の手すりなどを設けておらず、労働者が地面まで墜落するおそれがあった。</p> <p>労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行うよう受注者を指導されたい。</p>	P48 指摘 1 (2)

<p>教育委員会</p>	<p>学校徴収金の管理について 学校では、学校徴収金として、直接、児童・生徒等に還元される給食、補助教材などに要する費用に充てる金銭を保護者から徴収している。 このうち給食費については、学校保健課から各学校宛てに発出されている通知において、給食費の出納を記帳する給食会計簿や全学級の徴収額や徴収時期、未納額等を確認することができる給食費収入表等の帳簿を作成することや、これらの関係書類と通帳について定期的に確認することなどが示されている。 給食費に係る管理状況について調査したところ、給食会計簿や給食費収入表において記載誤り等の不備により帳簿間で突合ができない状態となっていた事例や、事業者への未払いが確認された事例等が見受けられた。 各小学校においては、令和元年度分の帳簿を整理・修正の上、給食費の適切な取扱いを徹底されたい。 また、学校保健課においては、複数の小学校において記載誤り等が見受けられた給食費収入表の重要性及びその他の帳簿との関連性を改めて周知し、給食費の適切な取扱いが徹底されるよう指導されたい。</p>	<p>P58 指摘 1 (6)</p>
<p>名古屋市住宅供給公社・住宅都市局</p>	<p>情報セキュリティに関する取組みについて 名古屋市住宅供給公社情報セキュリティポリシー対策基準（以下「対策基準」という。）では、サーバ室に対する対策として、常時利用する出入口を 1か所とし、生体認証等を使用した入退室管理システムによる入退室の記録の管理を行い、施錠管理することとされている。 実際には、入退室管理システムによる管理が施された出入口とは別に、常駐する外部委託業者の執務室からサーバ室へ直接出入りするための出入口 1か所が設けられており、この出入口より外部委託業者は記録を残さず入退室を行い、かつ、施錠もなされていなかった。 対策基準に基づき、情報セキュリティに関する取組みを適正に行われたい。</p>	<p>P77 指摘 1 (1)</p>
<p>公益社団法人名古屋市シルバー人材センター・健康福祉局</p>	<p>補助金の精算事務について シルバー人材センターから本市に提出された高年者能力活用事業補助金に係る事業実施報告書の内容について調査したところ、人件費の精算額として報告された金額の中に、補助対象の事業に従事していない職員の人件費が一部含まれていた。 シルバー人材センターにおいては、事業実施報告を行うにあたって、補助対象となる事業に要した経費を正しく報告するとともに、過払いとなっている補助金については返還されたい。 （健康福祉局関係分） 高齢福祉課においては、事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続きであることから、適正に確認を実施した上で補助金の精算を行うとともに、シルバー人材センターに対し、事業実施報告を適正に行うよう指導されたい。また、過払いとなっている補助金については返還を求められたい。</p>	<p>P81 指摘 (1)</p>

※監査種別や監査対象などの詳細は監査報告書をご確認ください。